

令和8年3月19日(木)

令和7年度岬町空家等対策協議会資料



資料4

令和7年度における 空家解消に向けた取組について



- 本町では、令和2年度より総務省の「地域おこし協力隊」の制度を活用し、地域活性化の取組を進めている。
- 現在の隊員（1名）は令和6年6月から以下のミッションで活動している。

★岬町における地域おこし協力隊の役割

① 関係人口・移住者の呼び込みに向けた取組

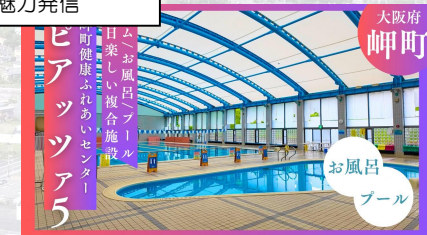
- ・関係人口創出・拡大に向けた取組
- ・移住等の支援
- ・町の魅力発信

② 空き家解消に向けた取組

- ・空き家の情報把握業務
- ・空き家所有者の相談窓口業務 等



町の魅力発信



地域おこし協力隊（空き家解消に向けた取組）

- 空き家解消に向けた取組として、地域おこし協力隊が地区ごとに空き家現地確認と一覧にまとめた資料の作成を行っている。
- 一覧資料をもとに、番地の特定と所有者の確認を行う。
- 判明した所有者に対して、空き家に関する困りごと解決のためのコールセンターを案内している。

令和6年度（昨年度）の取組

岬町と連携協定を締結している
空き家活用（株）による相談窓口の開設

令和7年度の取組

大阪府が開設している
「大阪の空き家コールセンター」のチラシを所有者へ案内



岬町に空き家をお持ちの方へ
岬町からお知らせです

岬町 アキカツカウンター

岬町に空き家をお持ちの方のための相談窓口
「岬町アキカツカウンター」を開設しました！

岬町アキカツカウンターとは、
岬町に空き家をお持ちの方のためのもので相談窓口です。

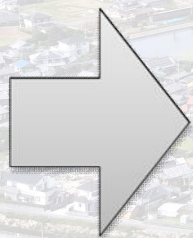
岬町アキカツカウンターのポイント

- 空き家保険の付帯となります
- 解決までの連携を促進します
- 付帯や相談のご報酬もOK

※「空き家保険」とは、対象物件を賃貸した空き家を保有する方とする賠償責任保険です。
※「空き家保険」は物件の被害や状況によって異なる場合があります。

第一着サービスは無料オプションとなる場合があります。その場合は別途お見積りとなります。

岬町アキカツカウンターへご相談をお待ちしています
岬町アキカツカウンターへの相談方法は裏面をご確認ください




住まい活性化フォーラム
大阪の空き家コールセンター

空き家をも何もしず放っておくと
どうなる？

- 近所迷惑
- 景観の悪化
- ごみ問題

相談無料

空き家を持ったらどうしたらよい？

- しばらく使わない！
空き家を適切に管理する
- 活用したい！
賃貸・売却・活用

そのほかにも
こんな影響も...

空き家に関するご相談は、「大阪の空き家コールセンター」へ
詳しくは裏面をご覧ください



空き家のワンストップ電話相談窓口です。

ご相談内容をお聞きし、担当者から折り返しご連絡させていただきます。
大塚町にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00
06-6210-9814

よくあるご質問

- 相談料はかかるのでしょうか？
- どのような相談ができるのでしょうか？
- 休日や夜間は電話受付していないのでしょうか？
- 平日10:00-16:00の受付となります。
- 大阪府民以外も利用できないのでしょうか？
- 大阪府民以外の方でも、大阪府内に空き家を所有されている方は、利用できます。
- どのような相談ができるのでしょうか？
- 空き家の管理方法が知りたい
- 賃貸・売却する方法が知りたい
- DIY費が出せる物件を探している
- 役所の手続きがわからない
- 相談窓口の業務化で対応が変わるの
- 相談したらどうすればよいのか
- などのご相談に対応します。

大阪の空き家コールセンターの仕組み

大阪の空き家コールセンターは、複数の団体で運営しています。
市町村別に担当しているため、ご相談いただく空き家の所在地によって
担当のコールセンターをさせていただきます。ご相談が異なります。
一部の市町村によっては、相談先を案内する場合があります。
エリア別の相談対応団体はこちらでご確認ください

相談対応を担っている団体はこちら

- 一般社団法人 大阪府も地産物産打倒組合
- NPO法人 大阪空家相談センター
- 大阪府不動産コンサルティング協会
- 一般社団法人 住居生活・空家プロデュース協会

大阪府空家活用推進センター

住まい活性化フォーラム

令和7年度
地域おこし協力隊
による調査件数

120件

※深日地区に
おいて実施

- 元多奈川保育所の園庭（空き地）を地域おこし協力隊が整備。
- 現在は草刈りなどすべて完了し、簡単なイルミネーションライトアップをしている。
- 地元の区長をはじめとした住民のみなさんの意見を聞き、今後の活用方法について検討中。



作業風景



地元のご意見



・府道65号線沿いで多くの人目に触れる場所なので
景観が綺麗になったのが本当に嬉しい。



・自由に立ち入れる場所になれば憩いの場所になるし
地域住民としても状態の維持に協力したい。



・前の荒れた状態に戻ってしまわないように
綺麗な状態が維持しやすい場所や施設にできれば。



今後の活用方法を検討

まちづくり交流館（空き家を活用した取組）



- 多奈川駅前の元旅館を借上げ、町内外の住民が集える交流拠点「まちづくり交流館」を整備し、貸館やシェアキッチン事業を行っている。また、地域おこし協力隊の拠点となっている。
- 使用団体は令和5年度（16団体）から令和6年度（40団体）と増加傾向にある。
- まちづくり交流館貸館利用者のうち、2事業者が町内で自らの店舗を開業。
- 町内外問わず、年間約2,700人が来館（令和6年度実績）。



まちづくり交流館



★貸館・シェアキッチン活用実績（抜粋）



英会話教室



Espace du calme



tee_gee_



ぷくぷく



岬のマルシェ



岬の自習室

お試し居住事業（岬町短期移住体験住宅）

●本町への移住定住推進事業の一環として、本町に移住、定住又はワーケーションを希望する方に本町での生活を体験できる機会を提供するため、「短期移住体験住宅」を貸出し、移住施策を推進することにより、人口の流入を促し、地域社会の活性化を図る。



- ▶募集枠 1棟
- ▶募集期間 令和7年5月1日（木）～
※毎月、月末時点での応募物件に対して選定評価を行い、決定次第終了することになります。
- ▶建物の要件
1. 岬町に所在するもの
 2. 建物・土地が同一所有者であるもの
 3. 住宅の棟の全部を借り上げることができるもの
 4. 借り上げ開始日に居住可能な状態のもの
(屋根・外壁・土台等の構造体・内装等に修繕の必要がある場合は、借り上げ開始日前日までに所有者において修繕が完了していること)
 5. バス・トイレ・キッチン・冷暖房設備等日常生活に支障のない設備・備品が設置されているもの
 6. 火災保険に加入しているもの
 7. インターネット環境が整備可能な地域にあるもの
- ▶用途 岬町への移住希望者等への「お試し暮らし」（移住体験）」に活用
- ▶家賃 40,000円以内 ※建物、敷地、立地条件等を考慮し双方協議の上、決定
「お試し暮らし」（移住体験）」の利用者の有無に関わらず、町から所有者に毎月支払い
- ▶借り上げ期間 3年間（年度途中から借り上げた場合は当年度末までの契約を行い、次年度以降は1年度ごとに契約更新を行います）
- ▶応募方法 郵送またはご持参（お問合せ・提出先まで）
- ▶提出書類
- ① 岬町短期移住体験住宅候補物件申込書
 - ② 物件所有者（申請者）の身分証明書の写し
 - ③ 物件写真（外観・建物内部が分かるもの）
 - ④ 固定資産税課税明細書の写し
- ◇お問合せ・提出先
岬町まちづくり戦略室 企画政策推進担当
〒599-0392 岬町深日2000番地の1
Tel. 072-492-2775（直通）

決定した移住体験住宅（岬町多奈川地区）



月額	対象月内の利用日数に応じた賃料	
15,000円	1日以上10日以内	5,000円
	11日以上20日以内	10,000円
	21日以上	15,000円

利用可能日数

7日以上90日以内



